平成２６年（フ）第１２６号
広島県竹原市中央３丁目16番５号
破産者　マルタデンキ株式会社
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２６４号
長崎県長崎市茂木町2190番地11
破産者　有限会社高岩商事
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
長崎市高尾町６番55号
破産者　株式会社ルックデンタルサービス
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６号
長崎県長崎市城山町22番８号
破産者　有限会社ホンダ
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４４３号
北九州市小倉北区昭和町14番20―914号
破産者　桑名　純二
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第７６号
北九州市戸畑区丸町２丁目３番２―201号
破産者　白岩真由美
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３６号
佐賀県嬉野市塩田町大字大草野甲953番地、住民票上の住所佐賀県嬉野市塩田町大字大草野甲946番地
破産者　山口甚一郎
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１６６号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久468番地17
破産者　武藤雄二郎
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２７号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久675番地　パシフィック武雄306号
破産者　小野　正代（旧姓小山）
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第５８５号
仙台市泉区泉ケ丘４丁目13―31、住民票上の住所仙台市泉区泉ケ丘４丁目10番30号
破産者　三浦久美子
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
宮城県大崎市岩出山字上真山沓縫14番地２
破産者　笠原　弘光
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
宮城県栗原市若柳字川北大巻28番地２
破産者　佐藤　真理
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第９６号
山形県東置賜郡高畠町大字相森124番地の３
破産者　佐藤　直美
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第８５号
福島県いわき市内郷綴町七反田17番地の２
県営住宅１―29
破産者　鈴木　勇介
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第３２６号
埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘１丁目24番12号、破産手続開始時の住所埼玉県さいたま市南区白幡４―22―18―309号室
破産者　竹内　秀明
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３２７号
埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘１丁目24番12号、破産手続開始時の住所埼玉県東松山市松山町２丁目７番11号
破産者　竹内　三郎
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５４２号
川崎市川崎区砂子２丁目７番地１　ダイメイビル1001
破産者　小暮　晃子
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第８７号
川崎市多摩区中野島６丁目27番７号
破産者　桑名由美子（旧姓新井）
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
川崎市川崎区日進町９―17　喜多野内、住民票上の住所横浜市旭区二俣川２丁目11番地12グランヒルズ二俣川212号室
破産者　宮田　眞言
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係